

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

近年、わが国においては、急速な少子化の進行、核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下しているといわれています。

急速な少子高齢化の進行は、人口構造がアンバランスとなる要因であり、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していく必要があります。

このような状況の中、国においては、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法（※1）」が成立し、これらの法に基づく子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」という。）が平成 27 年度から本格的にスタートするにあたり、市町村は質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

(2) 子ども・子育て支援に関する計画策定の経緯

市は、国のエンゼルプラン（平成 7～16 年度）に対応し、「子どもたちの笑顔があふれるまち・ちとせ」の実現をめざし、「千歳市子育て支援計画」（平成 9～16 年度）を平成 10 年 3 月に策定しました。

また、次世代育成支援対策推進法が平成 15 年 7 月に成立し、平成 17 年度からの 10 年間において次世代育成支援対策を集中的かつ計画的に推進していくための行動計画として、「千歳市子育て支援計画（千歳市次世代育成支援対策推進行動計画）」の前期計画（平成 17～21 年度）を平成 17 年 3 月に策定しました。

さらに、平成 22 年 3 月には計画の見直しを行い、平成 22 年度から平成 26 年度までを計画期間とする後期計画を策定し、すべての子どもと家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。しかしながら、子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、未来の担い手である子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を整えることが、今、まさに社会全体で取り組むべき喫緊の課題となっています。

「千歳市子ども・子育て支援事業計画」は、平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえて、本市の一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を実現するために策定するものです。

（用語解説）

※1「子ども・子育て関連 3 法」… 子ども・子育て支援新制度に関する法律で、「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」をいいます。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

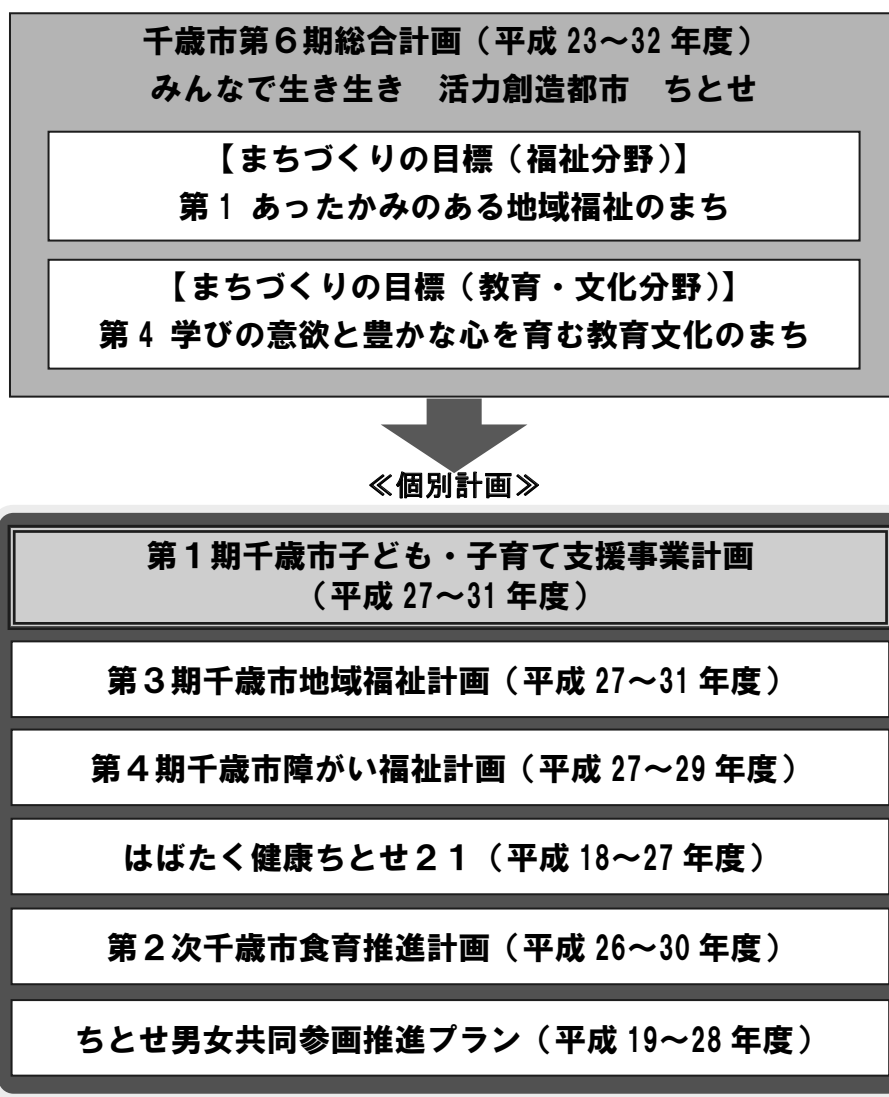
本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。

また、これまで取組を進めてきた「千歳市子育て支援計画（千歳市次世代育成支援対策推進行動計画）（後期計画）」における個々の施策を引き継ぎ、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく市町村行動計画として策定します。

(2) 他計画との調和

千歳市では、市における最上位計画である「千歳市第 6 期総合計画」において、まちづくりの目標の一つとして「あったかみのある地域福祉のまち」を掲げています。

本計画は、その実現を図るための福祉分野における個別計画の一つとして位置づけるとともに、「千歳市地域福祉計画」やその他の個別計画と調和した計画として、策定するものです。



3. 計画の対象と期間

(1) 計画の対象

本計画は、子どもとその家庭、地域、企業（事業所）、行政など、子ども・子育てにかかわるすべての個人及び団体を対象とします。

また、本計画において、「子ども」とは概ね18歳までを指します。

(2) 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間の計画期間とします。

計画期間	年 度									
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
子ども・子育て支援法による市町村子ども・子育て支援事業計画						第1期 千歳市子ども・子育て支援事業計画				
次世代育成支援対策推進法による市町村行動計画	千歳市子育て支援計画(千歳市次世代育成支援対策推進行動計画)(後期計画)									

4. 計画の策定体制

この計画の策定にあたって、子育てニーズ等を把握するための各種アンケートの実施、地域意見交換会の開催やパブリックコメントを実施するとともに、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「千歳市子ども・子育て会議」の場での審議を行うほか、「子ども・子育て支援新制度への移行に向けたワーキングチーム」などの庁内組織での横断的な施策検討、また、他の計画との整合等、総合的な保健福祉の推進について審議を行う市の附属機関である「千歳市保健福祉調査研究委員会」での審議を経て策定しています。

(1) 各種アンケート調査の実施

○ 千歳市子ども・子育て支援アンケート（平成25年10月実施）

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向を把握するため、国の基本指針に基づき実施した調査です。

○ こども療育課の事業を利用している子どもの保護者に対する（仮称）千歳市子ども・子育て支援事業計画のためのアンケート（平成26年3月）

障がいなど特に配慮が必要な子どもの保護者のニーズを把握するために実施した市の独自調査です。

○ 企業における仕事と家庭の両立支援に関するアンケート（平成 26 年 4～5 月）

子育てに大きく関わる「保護者の就労」に関して、雇用主となる事業所の意向を把握するために実施した市の独自調査です。

（２）地域意見交換会及びパブリックコメント（※１）の実施

計画における具体的な施策検討にあたり、広く市民からの意見を聴くために、ちとせっこセンター及びげんきっこセンターの２か所で、「意見交換会」を開催しました。（平成 26 年 8 月）

また、計画素案の段階で市民に公表し、寄せられた意見を計画に反映させるための「パブリックコメント」を実施しました。（平成 26 年 11～12 月）

（３）千歳市子ども・子育て会議（※２）

子ども・子育て支援法で市町村に設置が求められる審議会その他の合議制の機関です。

子どもの保護者をはじめ、学識経験者、教育・保育従事者、事業者から選出した委員により構成しています。

平成 27 年 3 月までに計 8 回の会議を開催しました。（平成 25 年 6 月に設置）

（４）子ども・子育て支援新制度への移行に向けたワーキングチーム

この計画に位置づけられる各種施策は、様々な分野に及ぶことから、庁内組織の関係部局が連携し、具体的運用に関する検討や事務を行うなど、新制度への円滑な移行のための準備組織を設置しました。

平成 27 年 3 月までに計 6 回の会議を開催しました。（平成 25 年 5 月に設置）

（５）千歳市保健福祉調査研究委員会（保健福祉全般）

この計画が、本市の長期総合計画をはじめ各種個別計画と調和の取れた計画とするため、保健福祉の推進にあたり総合的に調査・研究を行うための千歳市保健福祉調査研究委員会においても、審議を行っています。

（用語解説）

※1「パブリックコメント」… 行政機関が計画等を策定するにあたって、事前に計画等の案を住民に示し、その案について広く住民から意見や情報を募集することです。

※2「千歳市子ども・子育て会議」… 市町村で設置が努力義務とされた地方版子ども・子育て会議をいいます。教育・保育施設や、地域型保育事業の利用定員を定める際や、市町村事業計画を策定・変更する際は、この会議の意見を聴かなければならないとされています。また、同会議においては、市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議することとされています。

5. 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

(1) 新制度とは

子ども・子育て関連3法に基づき実施される、子ども・子育て支援の新たな制度であり、主なポイントとしては「認定こども園の普及」、「保育の量的拡大・確保」、「地域子ども・子育て支援の充実」などが挙げられます。

(2) 制度における給付・事業の全体像

市町村は「Ⅰ 子ども・子育て支援給付」と「Ⅱ 地域子ども・子育て支援事業」を実施します。

